契約変更理由書

神戸市

工　　事　　名	南白川橋補修工事

契約変更後の業務概要

橋梁補修工　　１式

設計変更の理由

・　高倉白川線の終日規制にかかる警察協議の結果、2 車線同時に規制する場合は上下線それぞれに規制車 1 台と交通誘導員 2 名を配置するよう指示があった。そのため交通管理工が増工となる。

・　設計図書の照査・現地精査の結果、ひび割れ補修工および断面修復工が増工となった。そのため、橋梁補修工が増工となる。

・　現地精査の結果、及び将来の維持管理性を勘案し、橋梁補修工のうち、はく落防止工を追加する必要があった。そのため橋梁補修工が増工となる。

・　設計図書の照査の結果、（車道）舗装打換え工のうち基層について、再生密粒度アスファルトからグースアスファルトに変更することで費用が増となる。一方で、これに伴い（車道）橋面防水工が減工となる

・　現地精査の結果、その他工種数量に増減が生じる。

（公表様式第６号）